

## 生徒心得

本校生徒は、五泉高校の生徒として自覚と誇りを持ち、謙虚に、そして意欲的に学業に専念し、相互に協力し合って規律正しい生活を実践し、未来を担う社会人としての高い知性と豊かな人間性を身につけるよう努めなければならない。

そのために、本校の教育方針を理解し、校則を厳守し、有意義な高校生活を送るように努めなければならない。

### 1 礼儀

- (1) 人には全て真心と敬愛の情をもって接し、知性と気品のある行動をとること。
- (2) 職員や目上の人に対する挨拶はもちろん、お互いに親愛の情をもって挨拶し合うこと。
- (3) 来校者に対して礼を失しないように注意すること。

### 2 服装

服装、容姿は清潔、清楚を旨とし、別に定める規定に従うこと。

### 3 学習

高校生活の中心になるのは学習である。

授業に真摯な態度で臨むのはもちろん、定期的に家庭学習に取り組み、自己の進路目標達成のため努力すること。

### 4 登校・下校

- (1) 始業時刻は午前8時30分とする。少なくとも始業5分前には登校する。
- (2) 下校時刻は午後6時30分とする。クラブ活動等の後片付け、施錠、消灯等をしっかり行い、すみやかに下校すること。
- (3) 登校後は許可なく校外に出てはならない。やむを得ず外出する場合は、担任に「外出届」を提出し許可を受け、用件が済みしだいすみやかに帰校する。
- (4) 登下校の態度に注意して、公衆道徳を守ること。また、自転車、バイクで通学する場合は通学方法規定を厳守すること。
- (5) 登下校の際は必ず制服を着用すること。
- (6) 登下校において事故にあった場合は必ず担任、あるいは学校に報告すること。

### 5 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課は、極力しないように努める。
- (2) 欠席・遅刻・早退・欠課について、事前に分かる場合は、必ず保護者が学校に連絡する。遅れて登校した場合はその旨担任にすみやかに報告する。無断の欠席・遅刻・早退・欠課は厳禁する。

### 6 校内生活

- (1) 校内は絶えず静粛を保つように心がけること。
- (2) 始業のチャイムが鳴ったらすぐに着席し、教室移動は休み時間のうちに行うこと。
- (3) 私物は整理しておくこと。特に教科書等は置いて帰らず、持ち帰りを励行すること。

### 7 所持品

- (1) 所持品は華美なものは避け、全て記名すること。
- (2) 貴重品や必要以上の金銭は学校に持参しないこと。やむを得ず持参した場合は、職員に預けること。
- (3) 学習に不要な物品（マンガ、週刊誌、ゲーム等）の校内持ち込みをしないこと。
- (4) スマートフォンの使用はS H R開始から最終授業終了まで厳禁とする。特別な事情がある場合に

は担任の許可を得ること。なお、スマートフォンによるゲームは授業終了後も厳禁とする。

(5) 盗難、紛失等の事故のあった時は、ただちに担任に報告し「盗難紛失届」を提出すること。

## 8 校舎校具の使用

(1) 校舎・校具は大切に使用する。万一破損した場合はただちに担任、クラブ顧問に届け出ること。

(2) 職員室、その他より物品を借りる場合は、必ず係職員の許可を得ること。

## 9 清掃保健

(1) 清潔な環境で学習活動に励むため、校舎内外の美化に努めること。

(2) 清掃時には、分担区域を必ず清掃し、清掃後担当職員の点検を受けること。

(3) 急病、怪我のあった時は、ただちに申し出て指示に従うこと。

(4) 保健衛生に関しては各自十分に注意すること。

## 10 校外生活

(1) 五泉高校の生徒であることを自覚し、公衆道徳を守り、社会に対して迷惑を及ぼすような行動は厳に慎むこと。

(2) 外出する際には、保護者に行き先、用件、帰宅時間を告げる習慣をつける。

(3) 無用の夜間外出、無断外泊はしないこと。

(4) 飲酒店等、高校生としてふさわしくない場所への出入りはしないこと。

(5) 外出時の服装は華美にならないようにすること。

(6) 校外で事故にあった場合は必ず担任、学校に報告すること。

## 11 集会掲示

次の場合は必ず事前に届け出て許可を得ること。

(1) 集会・催しの主催

(2) 文書・ポスターの掲示

(3) 文書の印刷・配付

(4) 校内放送

(5) 調査・アンケート

(6) 募金

## 12 選挙運動及び政治的活動

選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行うこと。

## 13 交友

(1) 友情をもって、お互いに学友として、尊敬と協調の精神を忘れず資質の向上に努めること。いやしくも暴力行為やいじめ等があってはならない。

## 14 長期休業中の心得

(1) 休業中（夏季、冬季、春季）は平素の学生生活によって体得したものを反省し、それに基づいて自主的に生活設計を立てるところの自学自習の期間である。

(2) 学習は合理的な計画のもとに、怠ることなく努めること。

(3) 部活動、補習等には積極的に参加し、有意義に過ごすこと。

(4) 生活については、常に高校生としての自覚と責任のもとに行動し、本校生徒として誇りを忘れないこと。

① 不規則な生活は避け、健康の増進を図ること。

② 服装、特に外出時の服装に注意する。

- ③ 外泊は必ず保護者の許可を得て、夜間外出は慎むこと。
- ④ 休業中の登校に関してはその都度注意するので、それを厳守すること。

#### 15 アルバイト

- (1) 長期休業中以外は原則として認めない。やむを得ない事情がある場合は担任に相談して指導を受ける。その場合は次の事項を守る。ただし、1年生は夏季休業終了以降とする。
  - ① 保護者より担任に特別な事情を説明してもらい、「アルバイト許可願」に必要事項を記載し担任に提出する。
  - ② 問題行動、欠点科目が出た場合の継続は認めない。
- (2) 長期休業中のアルバイトについては次の事項を守る。ただし、1年生は夏季休業終了以降とする。
  - ① アルバイト届を担任に提出し、許可を得ること。
  - ② 日数は休業期間の半分以下とする。
  - ③ 危険性のある作業、宿泊を要するもの、夜間にわたるもの、酒食の接待等高校生としてふさわしくないものは認めない。
  - ④ 欠点科目のある者はアルバイトを認めない。

#### 16 その他

- (1) 次の事項は、いかなる場合でも一切厳禁する。
  - ① 考査の不正行為
  - ② 暴力行為
  - ③ 飲酒および喫煙
  - ④ 窃盗行為等
  - ⑤ 不健全な娯楽施設等への出入り
- (2) 忌引として取り扱う日数は下記の通りである。
  - ① 父 母 7日
  - ② 祖 父 母 3日
  - ③ 兄弟姉妹 3日
  - ④ 伯叔父母 1日
  - ⑤ 曾祖父母 1日

## 制 服 規 定

服装は清潔、清楚を旨とし、本校生徒としての品位を表すものでなければならない。定められた通りきちんと着用を心がけ、明るくさわやかな校風の維持に努めること。なお、制服の変形は認めない。

### 1 制服について（冬服 10月1日～5月31日）

#### (1) 男子の服装

所定の制服を着用し、左襟に校章をつける。

- ① 詰襟標準学生服で、色は黒、ベント無し。
- ② ボタンは全て校章入りの指定のボタンを付けること。
- ③ シャツは本校指定のワイシャツを着用すること。
- ④ ソックスは白・黒・紺・グレーの無地とする。（ワンポイントも可）
- ⑤ ズボンは黒色とし、幅広ズボンは認めない。
- ⑥ 冬期間に上衣の下に着るセーターは本校指定のセーターを着用すること。（セーターのみの着用可）

#### (2) 女子の服装

所定の制服を着用し、左胸に校章をつける。

- ① ジャケット、スカート（スラックス）は紺色の指定のものとする。
- ② ネクタイはえんじ色の指定のものを着用すること。
- ③ シャツは本校指定のワイシャツを着用すること。
- ④ ソックスは白・黒・紺・グレーの無地とする。（ワンポイントも可）タイツ（ストッキング）は黒色系またはベージュの無地とする。レッグウォーマーは禁止する。
- ⑤ スカート丈は膝の中心（膝の皿の中心）とし、スカート丈を示すフロッキーは隠さない。スカートの巻き上げやスカート丈をベルト類を使用して短くすることは厳禁とする。
- ⑥ 冬期間に上衣の下に着るセーターは本校指定のセーターを着用すること。（セーターのみの着用可）

### 2 夏服について

- (1) 夏の略装の期間は6月1日から9月30日までとする。なお、それぞれ前後1週間は、準備調整期間とし、正装、略装どちらを着用してもかまわない。
- (2) 男女ともに上衣は脱ぐ。シャツは男女とも指定のワイシャツとする。男子は黒色ズボンを着用すること。女子のスカートは冬服の形、丈とする。
- (3) ワイシャツのすそは必ずズボン、スカートの中に入れる。
- (4) 女子のネクタイはしなくてもよい。

### 3 体育時の服装

- (1) 体育授業時には、男女とも学年所定の体育着を着用する。
- (2) 体育着には必ず記名する。
- (3) 女子で髪の長い生徒は、運動に支障のないように束ねる。

### 4 靴

- (1) 校内では、所定の学年別運動靴を使用する。
- (2) 屋外では、所定の靴紐をつけた外履用運動靴を着用する。

### 5 頭髪について

- (1) 清楚で清潔感のある髪型とし、流行を追うような細工をしない。

(2) パーマ、染色、脱色、つけ毛等は禁止する。

## 6 その他

(1) 登下校時の服装は、休日も含め制服とする。(大会や遠征等はチームジャージ等可)

(2) 校内での服装は原則として制服とする。

(3) 制服のシャツ出し、ズボンの腰履き、スカートの巻き上げなど見苦しい着用は認めない。

(4) 冬期間に上衣の下に本校指定のセーターの着用は認めるが、上衣の袖、裾からはみ出した見苦しい着用は認めない。

(5) 服装は質素、清潔を旨とし、ネックレス、ブレスレット、指輪、イヤリング、ピアスのようなアクセサリーは禁止する。

(6) 化粧は禁止する。(ファンデーション、アイシャドー、マスカラ、マニキュア、口紅、色つきリップクリーム等)

(7) 眉毛を過度に細くしない。

(8) 防寒用コート、靴は色、形、華美なものや風変わりなものは着用しない。

(9) 以上の規定が守れず、本校の品位を保てない生徒は指導を行う。

## 通学方法規定

本規定は、本校生徒の安全教育の一環として、人命を尊重し、遵法・互譲の精神を養い、交通事故の防止と安全運転の実施を図り、併せて交通マナーの高揚徹底を目指す。

### 1 自転車通学

(1) 自転車による通学を希望する生徒は、以下の手続きをおこなうこととする。

- ① 必ず自転車保険に加入すること。
- ② 「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、保護者および担任の同意を得て、生徒指導部交通係へ提出し、学校長の許可を受ける。
- ③ 許可された生徒は、道路交通法を遵守し、人命の尊重・互譲の精神に基づいて運転すること。
- ④ 学校の登録番号を記したステッカーを購入して、車体の所定の場所に貼ること。

(2) 通学に使用する自転車は防犯登録済みのものとし、下記のいずれかの項目に合致する生徒に対して、審査の上、自転車での通学を許可する。

- ① 通学距離が2km以上である。
- ② クラブ活動等の特別な理由がある場合。

(3) 通学の際はヘルメットの着用を推奨する。

(4) ブレーキ等、常に車両の点検整備を怠らないこと。

(5) 登校後は、学年別に指定された場所に駐輪し、盗難防止のため必ず施錠すること。

(6) 特に次の事項を行ってはならない。

- ① 並列進行
- ② 無灯火
- ③ 二人乗り
- ④ 信号無視
- ⑤ 傘さし運転
- ⑥ 一時停止違反
- ⑦ 合図不履行
- ⑧ 右・左折不適当
- ⑨ 携帯電話やイヤホンを使用しながらの運転

(7) 冬期間は原則として自転車での通学を禁止する。

### 2 原動機付自転車

(1) 原動機付自転車による通学を希望する生徒は、「原動機付自転車通学許可願」に必要事項を記入し、保護者および担任の同意を得て、生徒指導部交通係へ提出し、学校長の許可を得る。ただし、1年生の許可については夏季休業終了以降とする。

(2) 以下の全ての条件に合致する生徒に対し、審査の上、原動機付自転車での通学を許可する。

- ① 事前に「原動機付自転車免許取得届」を提出している（免許取得日は必ず休業日とする）。
- ② 通学距離が6km以上20km以内である。
- ③ ヘルメットはフルフェイス型またはジェット型とし、キャップ型（耳あてのあるものも含む）は禁止とする。
- ④ 原動機付自転車の運転に適した雨具（上下分かれているもの）を携行する。

(3) 許可された生徒は、学校の登録番号を記したステッカーを購入して、車体の所定の場所に貼ること。

(4) 車両は保安基準に合致するように、常に点検・整備をしなければならない。特に次の点については、毎朝運行前点検を行い、不良の点を整備した後でなければ運転してはならない。

- ① 前・後輪のブレーキの作動
- ② 警報機の作動
- ③ 前照灯・方向指示灯・尾灯（後部灯）・制動灯の作動
- ④ 後部反射器
- ⑤ バックミラー

(5) 登校後は学年別に指定された場所に駐輪し、盗難防止のため必ず施錠する。

(6) 通学を許可された後においても、車両の使用について不相当と認められる事実（道路交通法違反・使用方法不相当等）が発見された場合には、直ちに車両の使用と通学を停止させ、規定により指導を行う。

(7) 万一、事故を起こしたり、事故に遭った場合には、誠意をもって対処し、交通法令（道路交通法第72条）に定められた処置を行い、速やかに学校に届け出る。

(8) 登下校時を問わず、違反・事故を起こしたものは、規定により指導を行う。

(9) 冬期間は原則として原動機付自転車での通学を禁止する。

### 3 原動機付自転車・自動二輪車・普通自動車の免許取得について

#### (1) 原動機付自転車

- ① 受験日は休業日とする。
- ② 免許取得後は、速やかに「原動機付自転車免許取得届」に必要事項を記入し、保護者および担任の同意を得て生徒指導部交通係に提出すること。
- ③ 1年生の取得については、夏季休業以降とする。

#### (2) 自動二輪車

いかなる場合でも許可しない。

#### (3) 普通自動車

- ① 自動車学校への入校は、原則として進路決定者にのみ許可する。また、入校時期はⅡ期中間考査終了後とする。
- ② 自動車学校への入校を希望する生徒は、「自動車学校通学許可願」に必要事項を記入し、保護者および担任の同意を得て、生徒指導部交通係へ提出すること。
- ③ 自動車学校への通校は、放課後および休業日に限ることとし、学校教育活動（授業・教科指導・学校行事・進路指導等）に支障のないようにすること。
- ④ 受験日は休業日とする。
- ⑤ 運転免許取得後は、速やかに「自動車普通免許取得届」に必要事項を記入し、保護者および担任の同意を得て、運転免許持参の上、生徒指導部交通係へ提出すること。
- ⑥ 運転免許取得後も卒業まで自動車の運転は禁止とする。
- ⑦ 上記に違反した者は指導を行う。